

【アメリカ】調剤の安全性向上等に関する連邦法の成立

米国では、各州が、調剤を含め、薬局についての第一義的な規制権限を有しているが、従来から行われてきた処方箋に基づく個人のための調剤を行う薬局とは異なり、大規模な調剤を行って全米各地の病院等に出荷するような事業形態をとるものが増加している。連邦のFDA（食品医薬品局）は、これまで製薬についての規制を行う一方、調剤に関するその規制権限は不明確であった。こうした中、2012年にマサチューセッツ州の認可を受けた調剤薬局から他州に出荷された汚染薬を原因とする真菌性髄膜炎により各地で合わせて50名以上が死亡する事態となり、これを契機に、2013年11月27日、薬の品質及び安全法（P.L.113-54）が成立した。この法律により、新たに、調剤薬局はFDAに「外注施設」として登録することを選択でき、当該登録をした場合には、該当する連邦の品質基準等の規制や査察の対象となる。なお、今回の法律は、一定の処方薬を供給過程を通じて追跡する仕組みを段階的に導入することも規定している。（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】HIV感染者の臓器移植に関する連邦法の成立

米国では、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した臓器の移植は、その研究も含め禁止されてきた。2013年11月21日、HIV臓器[移植]方針公平法が成立し（P.L.113-51）、HIV感染臓器の移植研究を進め、感染者間の移植の実現を目指すこととなった。臓器移植に関する法律の規定（42 U.S.C. § 273 et seq.）から、HIVに感染した移植臓器の調達を禁じる文言を削除し、HIV感染者からの臓器移植に関する研究の実施基準を保健福祉省が策定することとされている。保健福祉省は研究結果を毎年検証し、移植臓器調達の品質基準を改定する保証が得られたかどうかを判断、これを経て、HIV感染臓器調達に関して品質基準が改定される。この基準は、HIVに感染した臓器がHIV感染者のみに移植されることを保証するものでなければならない。また、HIV感染者の臓器提供等を処罰する刑法の規定（18 U.S.C. § 1122）も改められ、今回の法律に基づく指針や規則の下での行為が除外された。（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】大統領指名人事案件に関する議事妨害の制限

連邦議会の上院議員は、本会議で時間無制限の討論権を有するが、これは議事妨害にも用いられる。上院規則 XXII は、討論終了には討論終局の動議を総議員の5分の3以上で可決することが必要と規定していたが、2013年11月21日の上院本会議で、大統領指名人事案件（ただし最高裁判事指名を除く）承認の際に限り、討論終局の動議を総議員の単純過半数で可決できる旨、規則が変更された。野党の議事妨害による人事案件の承認の遅れが、あまりにも深刻となったためである。同じ問題は前政権時代からあり、討論終局の動議可決に必要な票数削減も幾度か話題に上っていたが、少数党を軽んじる結果となり、多数党と少数党の間に軋轢を生じさせ、後の議会運営に多大な影響を与える恐れがあるため「核の選択肢」と呼ばれ、実行されなかった。上院規則の変更には、本来総議員3分の2の票が必要だが、今回は「議長の見解に関する異議の申立」を総議員の過半数で可決し、結果的に上院規則変更の効力を生じさせる方法が取られた。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【カナダ】サイバーいじめ及び性的図画の無断頒布を違法化する法案

被写体の同意なく性的図画を頒布する行為は、アメリカでは「リベンジポルノ」として処罰化の動きがあるが、カナダでは、性的図画をネットに頒布されていじめられた少女が自殺した 2013 年 4 月の事件により、「サイバーいじめ」として関心が高まった。同年 6 月に連邦と州が刊行した報告書は、サイバーいじめは教育、地域、法執行機関等の包括的取組みで対応して防止すべきとしつつも、連邦刑法改正の必要性も指摘した。これを受け、連邦政府は刑法等を改正する法案 C-13(41-2)を、同年 10 月 16 日に議会に提出した。①被写体の同意なく性的図画を頒布した者を 5 年以下の拘禁刑に処すこと、②当該犯罪で有罪となった者のネット接続の一定期間禁止、ネット上からの図画の削除、当該犯罪に関係する電子機器の没収・押収等を命じる権限の裁判所への付与、③図画の削除費用を原状回復費用とし、被害者からの請求を認めること、④当該犯罪の関係機器及びデータの保全や収集に必要な令状等の申請手続の簡素化等を主な内容とする。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【フランス】地方公共団体に適用する法令の評価

地方公共団体に関する法令数の増大という問題に対処するため、地方公共団体及びその公施設法人（公役務を請け負う公法上の法人）（以下「地方公共団体等」）に適用する法規範の評価のための国家評議会の創設に関する 2013 年 10 月 17 日の法律第 2013-921 号が制定され、国家法規範評価評議会（Conseil national d'évaluation des normes）が創設された。同評議会は、国会議員、地方議員及び国の代表者で組織し、地方公共団体等に適用する法令案の技術的及び財政的な影響について、政府及び議会から諮問を受け、意見を表明する。政府の法令案に同評議会が反対意見を表明した場合には、政府は、修正案又は補足情報を同評議会に送付し、再審議を求める。さらに、同評議会は、政府、各議院の常任委員会及び地方公共団体等の請求により、地方公共団体等に適用される施行中の命令の評価をし、その改廃を提案することができる。法令案及び施行中の命令の評価等は、同評議会が自発的に行うこともできる。(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】行政手続に関する法典の編纂に向けた動き

フランスの主要な法令は、法典に収録（法典化）されるが、行政手続に関する法典はない。そこで、行政機関と市民の関係を簡素化する権限を政府に付与する 2013 年 11 月 12 日の法律第 2013-1005 号が制定された。同法は、法典化に関するオルドナンス（委任立法）の制定権を政府に与える。法典には、行政訴訟を除き、行政手続に関する法令のうち、国及び地方公共団体の行政機関と市民との関係、行政機関の相互関係並びに行政機関とその職員との関係を定めるものが収録され、行政行為に関する通則も収録される。法典化に際しては、手続の簡素化や条文間の整合性の確保のために、既存の規定を改正することもできる。当該オルドナンスは、法律 2013-1005 号の制定後 2 年以内に制定する。このほかに、電子申請の利用条件、行政機関への書留の送付に代わる電子メールの使用の条件、テレビ会議等を利用した行政機関の決議の方法等についてもオルドナンスで定めることができる。(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】 放送事業の規制機関の権限強化

視聴覚高等評議会（Conseil supérieur de l'audiovisuel : CSA）は、テレビ及びラジオの規制機関である。2009年の法改正では、それまで CSA が有していた公共放送（France Télévisions、Radio France 及び France Médias Monde）の会長の任命権及び解任権が大統領に移譲されたが、公共放送の独立に関する 2013 年 11 月 15 日の法律第 2013-1028 号が制定され、CSA の権限が再び強化された。同法により、公共放送の会長は、CSA の評議員の過半数の賛成により任命及び解任をすることができることとなる。また、CSA の評議員は、従来は、大統領及び上下両院の議長が 3 人ずつ指名する 9 人で、この中から議長を大統領が任命していたが、同法により、両院議長が 3 人ずつ指名する者に大統領が指名する議長を加え 7 人となり、CSA の独立性が強化された。このほか、France Télévisions における広告放送は、2016 年 1 月 1 日に全面廃止される予定であったが、これを撤回し、今後も、6 時から 20 時までは広告放送が可能となった。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】 連邦議会における総合委員会の設置

2013 年 9 月の連邦議会議員選挙後の第 18 議会期は、10 月 22 日に招集されたが、連立協議に時間がかかり、委員会を設置することができない状況が続いていた。これは、連立協議の結果の省庁編成を受けて委員会が設置されること、大臣又は政務次官に任命された者は連邦議会の委員会の委員長になることができない等の理由によるものであった。連邦議会で委員会審査を行うことができない状況を避けるため、様々な委員会の役割を兼ねる総合委員会（Hauptausschuss）が 11 月 28 日に連邦議会に設置された。総合委員会には 47 名の委員が所属し、委員長は連邦議会議長が務めている。総合委員会は連邦議会から付託された事項について審査するほか、EU 委員会、外務委員会、国防委員会、請願委員会、予算に影響を与える法律案を審査する予算委員会の機能も有し、公聴会の開催も可能である。総合委員会は、11 月 28 日、12 月 4 日及び 18 日に開催された。総合委員会は、本来の委員会の設置後に解散する。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 EU 関係事項における連邦政府及び連邦議会の協力に関する法律の改正

2012 年 6 月 19 日、欧州安定化メカニズムに関する協定及びユーロプラス協定について、連邦政府が連邦議会に情報提供を早期かつ包括的に行わなかったことは、連邦議会に対する連邦政府の EU 関係事項の情報提供義務を定める基本法第 23 条の規定に反するとの連邦憲法裁判所の判決があった（2 BvE 4/11）。判決によれば、EU 関係事項には、EU 基幹法及び EU の立法行為のほか、EU 法を補充し又は EU 法に類する条約も含まれる。この判決を受けて、EU 関係事項における連邦政府及び連邦議会の協力に関する法律が全面改正され、2013 年 7 月 13 日から施行されている（BGBl. I S.2170）。改正により、このような条約について連邦政府から連邦議会への報告義務が定められた。また、連邦議会への情報提供は、連邦議会が連邦政府の立場について意見を形成し、連邦政府の交渉過程に影響を及ぼすことを可能となるよう早期に行わなければならない等具体的に定められた一方で、行政府の中核領域は影響を受けない旨が定められた。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 在外ドイツ人学校の助成に関する法律の制定

在外ドイツ人学校は全世界 71 か国に約 140 校あり（総生徒数 7 万 9 千人、そのうちドイツ国籍がない者 5 万 8 千人）、重要な文化の懸橋となっている。従来、在外ドイツ人学校は、毎年の連邦予算から出捐金（Zuwendung）による財政支援を受けている。出捐金の法的請求権はなく、その額は連邦予算の状況に左右されるため、計画的な学校経営を可能とするために、在外ドイツ人学校の助成に関する法律が制定され（BGBl. I S.3306）、2014 年 1 月 1 日に施行された。同法により、在外ドイツ人学校は、毎年平均 12 人以上の生徒にドイツの学校の修了資格を付与していること等の条件を満たす場合に、助成の法的請求権を有するようになった。助成は、申請に基づき 3 年の期限で行われる。連邦は、修了資格の付与に必要な教員を州と協力して派遣し、その給与を保証するほか、修了資格の付与に必要な費用の助成を行う。この助成を受ける資格のある在外ドイツ人学校は現在 82 校あり、これ以外の学校は従来どおり出捐金を受ける。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】 テロに対する罰則の強化

2013 年 11 月 2 日、2013 年度連邦法第 302 号「個別のロシア連邦法を改正する法律」が施行された。同法はテロリズムに対する罰則の強化を目的としている。第一に、刑法典第 205 条の改正によって、テロリズムの実行だけでなく、その訓練を受ける罪、謀議を行う罪及びこれに参与する罪並びにテロ組織を結成する罪が新設された。また、刑法典第 208 条第 1 項が改正され、ロシア連邦法に基づかない非合法武装組織を設立した場合の刑の上限が、従来の懲役 7 年から懲役 10 年に引き上げられた。さらに、刑法典第 208 条第 2 項の改正により、ロシア国内だけでなく国外において非合法武装組織に参加する罪も設けられた。2006 年度連邦法第 35 号「テロリズム対策法」第 18 条第 1 項も改正され、テロリズムを実行した本人や、その関係資金等を提供した親族・知人等がテロリズムによって生じた損害の賠償責任を負うことが規定された。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】 家庭内暴力(DV)への対応を強化

2012 年 2 月、家庭内暴力（DV）への初期対応を強化するため、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」が改正され、家庭内暴力の通報を受けて現場に出動した警察官が被害者の状況確認のために住居に立ち入ることが可能となった（本誌第 251-1 号（2012 年 4 月刊）参照）。しかし、実際の運用においては、警察官が出動の必要性を恣意的に判断したり、出動現場で行為者が立入調査を妨害する等、初期対応の問題点が指摘されていた。2013 年 7 月、これらの問題を解決するために同法が再改正され、通報を受けた場合の警察官の現場出動が義務化されるとともに、行為者の妨害行為に対して 500 万ウォン以下の過料に処する条項が新設された。また、警察官の現場出動の際は、保護施設等の関係機関の職員の同行を要請できることとなった。出動した警察官は、被害者等が自由に陳述できるよう、行為者から離れた場所で被害者等を調査する等の措置を講じなければならない。なお、今回の改正では初期対応の強化のほか、予防教育の強化等も盛り込まれた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 交通渋滞解消及び交通安全のための法改正

交通渋滞の原因となる割込み運転や交差点での数珠つなぎ運転は、従来も道路交通法上禁止されており、罰則も規定されていたが、現行犯以外は取締りが困難であった。2013年5月22日の道路交通法の改正により、監視カメラによる取締りを可能とする法改正が行われ、監視カメラで違反が確認できれば、現行犯でなくとも過料に処することができるようになった（同年11月23日施行）。他方、交通安全に関し、同年8月13日に道路交通法が再び改正され、従来も禁止されていたが罰則規定のなかった運転中の映像視聴行為の罰則を設けるとともに、禁止行為を明確にし、交通案内（カーナビ）等は視聴可能とした（2014年2月14日施行）。また、2013年8月6日、旅客自動車運輸事業法が改正され、都市部のタクシーに対し運転席及び助手席のエアバッグ装着が義務付けられた（2014年2月7日施行）。違反した事業者に対しては、免許取消し、営業停止等の処分が課される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 漫画を「文化芸術」に認定

近年、漫画がドラマ、映画、アニメ等の原作として活用される機会が増え、また2012年2月には漫画振興の法的基盤となる「漫画振興に関する法律」（本誌第254-1号（2013年1月刊）参照）が制定されるなど、文化コンテンツとしての漫画に対する認知度が高まっている。この流れを受け、同年7月、文化芸術振興法の規定において、漫画を「文化芸術」として明示するため、同法改正案が発議された。従来、同法の規定による「文化芸術」とは、「文学、美術（応用美術を含む）、音楽、舞踊、演劇、映画、演芸、国楽〔韓国伝統音楽〕、写真、建築、語文及び出版」を指し、漫画は明示されていなかった。同改正案は2013年6月に本会議で可決され、同年7月に公布された。漫画が「文化芸術」として明示されたことにより、同法の規定による「文化芸術」を支援対象とする芸術家福祉法（本誌第253-1号（2012年10月刊）参照）の対象に漫画家が含まれることも明確となった。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】 都市排水污水处理条例

2013年10月2日、都市排水污水处理条例が公布され、2014年1月1日から施行された。中国では、治水対策が十分でないために、多くの都市で大雨による浸水被害など都市水害が頻発している。また、污水についても、水質汚染防止法に都市污水の集中処理や汚染物質の排出基準等に関する規定が設けられているが、行政による監督や規制が十分ではなく、污水处理施設の整備も立ち遅れている。条例は、都市の排水及び污水处理の管理を強化し、排水・污水处理施設の安全な稼働を保障し、都市の水質汚染や水害を防止することを目的として制定された。全59か条から成り、①都市排水・污水处理計画の策定とその厳格な執行、②都市排水・污水处理施設の建設、保守及び安全管理の徹底、③降雨条件や浸水リスクに基づく排水施設地理情報システムの構築による雨水排出管理能力の強化、④污水排出許可証制度及び排出污水の水質・水量検査の徹底、⑤污水の再生利用の奨励等の規定が盛り込まれている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】食品安全法改正案

食品安全法（2009年2月28日公布、同年6月1日施行）は、中国における食品の安全に関する基本法である。1995年に制定された食品衛生法を廃止し、それに代えて食品の安全性の一層の向上を図ることを目的として制定された。現行法は全104か条から成り、食品安全リスクの監視及び評価、食品安全基準、食品生産経営、食品検査、食品輸出入、食品安全事故処置、監督管理、法的責任等に関する規定が盛り込まれている。現行法の施行後、食品の安全管理体制が強化され、一定の成果も見られるが、食の安全を揺るがす重大な問題や事件は後を絶たない。2013年10月29日に公表された改正案は全134条から成り、許認可事項の合理化と地方政府の監督責任の強化、科学的なリスク管理と情報公開の推進、企業責任の一層の拡大、違法行為の厳罰化に加え、食品のネット販売の監督制度、食品安全責任強制保険制度、乳幼児用食品の委託生産禁止等の内容が含まれている。改正案は公表後、11月29日まで意見公募が行われた。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【台湾】アジア・オセアニア地域での経済連携強化

台湾・ニュージーランド経済連携協定（ANZTEC）が2013年7月10日に締結され、10月29日台湾立法院での承認を経て、12月1日に発効した。同協定は、物品・サービスの貿易、原産地規則、税関手続、投資、政府調達、動植物検疫、電子商取引、競争政策、知的財産権等の内容を含む実質的なFTA（自由貿易協定）である。2013年11月7日、台湾はシンガポールとの間でも実質的なFTAに当たる経済パートナーシップ協定（ASTEP）を締結した。ニュージーランドとシンガポールは共にTPP（環太平洋パートナーシップ）の原加盟国であり、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）にも加わっている。各国との経済連携強化を重視する台湾の馬英九政権は、今回の協定締結をTPPやRCEPへの参加の足掛かりとしたい考えである。また、日本と台湾の間でも、2013年11月5日、電子商取引、特許等の優先権書類データの電子的交換、薬事規制、鉄道、航空機捜索救難の各分野について協力取決め又は覚書が締結された。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【インドネシア】森林破壊防止・根絶法の成立

2013年7月9日、森林破壊の防止及び根絶に関する法律が可決され、8月6日に法律2013年第18号として公布された。同法は、森林に関する法律1999年第41号の一部を改正して、違法伐採等森林に関する犯罪の取締りを強化する。今回の改正により、大統領直属の機関が設置されて森林犯罪の取締りを担当することになるほか、違法伐採に対する刑が最長禁錮10年から15年に引き上げられる。一方、野焼きに対する罰則の改正は見送られ、最長15年の禁錮刑が維持された。アジア最大の低地熱帯雨林を有するインドネシアでは、違法伐採、森林火災等による森林破壊が深刻化しており、近年では、インドネシア国内のみならず、シンガポール及びマレーシアにも森林火災を原因とする煙害が生じている。なお、先住民の森林に関する権利をめぐる5月には、先住民が慣習的に利用する森林を国有林とする規定を違憲とする憲法裁判所の判決も出されている。

（海外立法情報課・坂野 一生）

【シンガポール】 刑法(暫定条項)の改正

2013年11月11日、刑法(暫定条項)を改正する法律が国会で可決された。刑法(暫定条項)は、公共の秩序維持、争議行為の抑制、組織犯罪への対処等を目的として1955年に制定された時限法で、公共の安全、平和、秩序維持のために必要があると認めるときは、令状なしの被疑者の逮捕を、捜査に必要があるときは、最長14日間の拘留が許される。また、検察官の同意がある場合には、所管大臣は、最長12か月の拘留又は最長3年間の警察による監視を命ずることができる。今回の改正は、13回目にあたり、2009年の改正で延長された同法の有効期間を2014年10月から更に5年間延長する。司法による適正な手続を経ない逮捕・拘留に関し、人権の観点から疑問視されている法律であり、最近では、組織的なサッカー賭博に関与したとされる4人の被疑者の逮捕・拘留に適用されたものの、公共の安全等維持の解釈の妥当性をめぐり批判する声もあった。

(海外立法情報課・坂野 一生)

【ベトナム】 憲法改正

ベトナム国会は、2013年11月28日、憲法改正案を可決した。12月8日に大統領が署名して公布され、2014年1月1日に施行される改正憲法は、改正前より27か条少ない全11章120か条からなり、従前は第5章に置かれていた公民の基本的権利及び義務に関する規定を拡充した上で第2章に移したほか、共産党を「国家と社会を指導する勢力」と位置付ける規定を維持して党の役割を再確認し、党が「人民に奉仕し、人民の監察を受け、自己の決定に関し人民に責任を負う」と定めた。また、「国家経済が主導的役割を果たす」という文言も維持され、社会主義路線の堅持が明らかとなった。なお、ベトナム語が公用語であることが初めて明記された。12年ぶりの憲法改正にあたっては、国民からの意見公募が行われ、国名を現在のベトナム社会主義共和国からベトナム民主共和国へ変更する案、法律の合憲性を審査する憲法評議会を設置する案などが検討されたが、これらの改正は見送られた。

(海外立法情報課・坂野 一生)